

中野門傳村、
 名主、庄藏、
 今塚村、
 名主、才兵衛、
 中野村、
 名主、孫四郎、
 同村、
 名主、惣七、
 同村名主市兵衛代、
 組頭、善藏、
 向新田、
 名主、又次郎、
 北山村、
 名主、庄次郎、
 金澤村、
 名主、源次郎、
 柳澤村、
 名主、幸右衛門、

鮫洗村、
 名主、金兵衛、
 平鹽村、
 名主代、彦兵衛、
 高屋村、
 名主、七郎右衛門、
 同村、
 名主、重太郎、
 中郷村、
 名主、定四郎、
 伏熊村、
 名主、作十郎、
 深澤村、
 名主、傳兵衛、
 用村、
 名主、半四郎、
 小見村、
 名主、小三郎、

- 沼山村、名主、次右衛門、
- 上櫻田村、名主、傳次郎、
- 神尾村、名主、利兵衛、
- 草矢倉村、名主、傳九郎、
- 谷柏村、名主、庄次郎、

山田常右衛門様、御役所

同年十二月、堀田正倫所領大塚村連署シテ、博奕禁止ノ議定書ヲ定ム。

〔大塚村文書〕

- 一博奕之儀ハ前々々御制禁之旨御嚴重被 仰渡御座候處、不得止事不法人出來、畢竟村内不取締之儀、依之村中相談議定取極左之通り、
- 一組々内博奕いとし候もの有之候を、不吟味に差置候へ、一組過息として五貫文、其組中に而

道橋普請之節、人足三拾人宛相勤可申候、猶又向三軒兩隣、錢五百文宛差出可申候事、

- 一賭事宿致し候者、過料錢七貫文宛差出可申候、其組合中ニ而道橋普請、人足五拾人宛相勤可申候、是又向三軒兩隣過料錢、壹貫文差出可申候、
 - 一穿鑿行届早速差止候へ、軽く用捨致、其組之心次第取計候様、相任せ可申候事、
 - 一長刀帶村内江通り候者有之候へ、村中ニ而搦捕注進可致候事、
- 右之通り村中相談の上議定取極、一組限り其組之組頭引受、無油斷相更々吟味仕、百姓名主水呑に至迄一統申合、村内は勿論近村さかり場所、并堂宮野山に至迄心を附、急度穿鑿可仕候、向後賭事いとし候者出來候は、右定之過料少も違背仕間敷候、依之一組限り連印仕議定書可申候、仍如件、

嘉永五壬子年十二月、

大塚村衆中、連印

御役元

同六年癸丑六月、諸村大旱、山寺村損毛過大生計困難ナルヲ以テ、節儉自活ノ事ヲ議定ス、

〔山寺村文書〕

當丑大旱魃ニ而、田畑共格外之痛故、一同難澁ニ付、今般村役人集會、評儀之上取極候ヶ條左之通、

- 一前々從 御公儀様被 仰出候御條目之趣、彌堅相守可申事、

一當村之儀は、平年夫食不足之處、前條難澁ニ付、取續方も如何相成可申哉と、銘々無覺束罷在候儀、然ル上は、糧米之儀、不寄何品他所江決而賣出し申間敷、尤余慶之分ハ、村内ニ而融通可致候事。

一祝儀并不幸之節は、相互之儀ニ候へは、銘々自扶持ニ而手傳、實意ニ世話いふし、酒食等之跡差出候ニ不及、假令差出候共一切受申間敷事。

一祭禮之節は、兼而被仰出候通、奢ク間敷儀無之様萬事致儉約、赤飯酒肴等之用意一切無用之事、一月待日待之節は、神酒一升ニ限り、都而手輕ニ相勤可申、尤平日亂酒をへらさる事。

附日待と唱ひ、年賀いふし候共、右同斷可爲候事。

一諸禮日其外共品物ニ而送候儀、費ひ不少候ニ付、一切無用之事。

嘉永六丑年六月、

山寺村。

〔古老談〕

嘉永六年四月三十日、少々雨降りしのみにて、七十日あまり早りつゝ、きぬ、路傍の草木には青色なし。

〔大蔵村稻村氏文書〕

嘉永六年丑ノ四月十一日雨ふり、五月七日ニ少々雨ふり、六月より七月十二日ニ日半日雨ふり、夫々廿九日ニ至迄雨ふり不申、大日てりニ而山里共、な大根そは一向出來不申、田ハ當村ハ六分半位作ニ候得共、山野へ西南白され、三川極白はれ、最上中大かんはつ當村前田向惣白はれ。

同年七月、將軍德川家慶薨ス、世子家定職ヲ襲ク。

〔史料雜集〕

公方様御不例之處、不被爲叶御養生七月廿二日已下刻、薨御之旨被仰出候ニ付、諸事相慎高聲等不致、火之元別而入念可申候、心得方之儀尙又可申達候。

丑八月二日、

同年八月、村山郡畑谷村、領主堀田正倫ニ請ヒ、畑谷置賜郡中山間、畑谷村木澤間之傳馬賃錢ヲ定ム。

〔畑谷村文書〕

乍恐以書付御届奉申上候、

畑谷村ハ中山村迄傳馬賃錢、

一駕籠、 貳百四拾文、

一本馬、 百貳拾文、

一輕尻、 百文、

一人足、 六拾文、

右は中山村問屋善七方談合候所、右善七申候ニハ、萩野中山村ハ畑谷村迄、傳馬賃錢前々ハ書面之通請取罷在候間、其村ニ而も左様ニ可致由申候間、中山村同様ニ奉書上候、

畑谷村ハ村木澤村迄賃錢、

- 一 駕籠 貳百四文
- 一 本馬 百貳文
- 一 輕尻 六拾八文
- 一 人足 五拾壹文

右は當村米澤街道ニ相成候ニ付、傳馬賃錢御尋ニ付、當村詮義仕候得とも、右賃錢書付無御座候間、當村木澤問屋與市右衛門江談合候所、古來々之傳馬賃錢書付御座候間、寫取、乍恐以書付御届奉申上候、以上。

丑八月

畑谷村

百姓代 權右衛門

組頭 茂兵衛

全 勘四郎

名主 七兵衛

柏倉

御役所

柏倉村、半鄉村、谷柏村、津金澤村、上野村、常明寺村、小立村、江俣村、平清水村、

同年九月、堀田正倫旱損多大ヲ以テ、救荒令ヲ領内ニ布ク。
〔江俣村文書〕

覺

〆九ヶ村

右村々は御收納米不殘、他村渡し被仰付候間、一村申合取續可申候。

門傳村、陣場村、飯田村、上反田村、

〆四ヶ村

右村々御收納米之内、少々は買受被仰付、余ハ他村渡し被仰付候間、一村申合取續可申候。

上山家村、下山家村、大野目村、陣場新田、吉野宿村、北作村、畑谷村、

〆七ヶ村

右村々は御收納米村買受被仰付候間、一村申合取續可申候。

北作村畑谷村四分買請被仰付候事、

吉原村、前明石村、青田村、古館村、沼木村、成澤村、山田村、下櫻田村、中櫻田村、

岩波村、金谷村、船町村、根際村、大塚村、要害村、下反田村、村木澤村、植野村、

深澤村、瀧平村、下寶澤村、上寶澤村、

〆貳拾貳ヶ村

右村々の田面旱枯甚敷、皆無同様之村方茂有之、或は山内ニ而御田地不足之村方等ニ付、御收納米之分不殘、割合を以夫々相渡候間、艱難致シ取續可申候。

丑九月

一當六月中増去喰御拂被仰付候、御米千六百五拾俵余、代金上納可被仰付候處、御勘辨ヲ以、返納被仰付候間、何茂致出精早々返納可致、尤當作皆無同様之村方、又は極差支之村方は無據候

間代金ニ而早々上納可致候、右之外夫食代金未納之村方も有之、何茂難澁ニ可有之候得者、上ニも當納之分は、不殘夫食御手當ニ相成、此節莫大之物入之中別而御難澁之御時節ニ付、一同相辨ひ前書未納代金とも、幾重ニも骨折上納可致候。

丑九月、

一當丑御取箇取調之處、莫大成御損毛ニ相見得、御收納米本年之四ヶ一ニ茂引足申間敷、左ニ候得、明年村々夫喰、村毎ニ御世話は、逆茂不致爲行届、依之作方宜山内村は、勿論、里方村之内も作合相應之村は、一村限り申合幾重ニ取續候様可致、一村皆無同様之村方は、御世話も可被下候得共、是以壹人三合食杯之御手當ニは、逆も不行届義ニ付、此旨兼而相心得可申、右村仕譯別紙之通可相心得候。

一先日申達置候、稻束調之義、未取調差出候村方無之由、此節稻取入中之處、長々摺曰差留置而は、難澁之事ニも可有之候間、苺束兼々取調可申、依之締役壹人宛手分ヶ廻村いふし、取調方世話致候様申付候、御陣屋近邊村々、并取調差支無之村方は、不相廻候間、右之村々は、割元江罷出、調向可問合候、且手代出役も差出し候而、夫々差圖可受候、尤夫喰御世話之無之村方之分は、調帳役所江差出ニ不及候得共、一村限り夫喰取調方信實ニ申合、行届御苺束出役、有躰正路ニ取調可申候。

一夫喰取調被遊候村方は、余米有之者共、山形市中江賣米之義、御年貢皆濟之上は、勝手次第不苦候、同所は、交易場第一の場所ニ付、賣米致候者共は、成丈同所江差出候様可致候。

一村々之内、依願、當夏酒田御下米之内御拂見合、同所江御圍被差置候分貳千六百俵余、此節川筋

追々出水之様子ニ付、近々御手舟ヲ以、船町河岸場迄御引戻シ被成候間、着米之上割合ヲ以夫喰ニ相渡可申、併是以作合ヶ成之村方江は、難被仰付候。

附り右御引戻ニ付、船中不取締無之様、且雜用も不少相掛り候義ニ付、上乘一ト屋内貳人ツ、并別儘成者村方より可差出候。

一公儀御下穀百姓貯糶圍之義、積立不足之村方も有之、精誠申談去冬迄ニ、不殘積立相揃封印申付置候、右は兼而申付置候通、飢饉之御手當ニ付不取締無之様、分ヶ而昨年中申談置候處、此節心得違致候村方も有之哉ニ相聞得、不埒至極之事ニ候、依之右御圍糶、并寛政度天保度御圍糶社倉等迄、近々代官共廻村いたし、俵毎相改候上、彌心得違之村方有之ニおゐて、急度被及御沙汰候間、此旨可相心得候、右之趣歸村之上、判頭長百姓初村方一同江得と可申聞候、以上。

丑九月、

一酒造義は、造之義當丑御收納、村々夫喰ニも引足不申候間、酒造米御拂は一切不被仰付候間、此旨酒造人共江可申聞候、且又酒造人共自分余米ヲ以、造込ニ候義は、格別ニ候得共、是以村々夫喰不足いたし、迷惑ニも存候間、造込留造桶改封印も可申付候間、可申出候、以上。

安政元年甲寅三月、是ヨリ前、山形城主水野忠精所領小白川村新田ヲ開墾シ、代官松永善之助預所、秋元志朝、織田信學所領中野村、堀田正倫所領船町村、陣場村、同新田、吉野宿村、江俣村、阿部正耆秋元志朝所領鮎洗村、内表村八ヶ村ノ用水堰ヲ侵害引水ス、是ニ至リ八ヶ村協議之ヲ公訴センコトヲ約定シ、兼テ來十四日ヲ期シ用水路浚泄ノコトヲ約ス。

〔探訪史料〕

儀定書之事。

- 一八ヶ郷用水堰川縁之内、小白川裏ニ而追々新田堰立、右堰筋の揚口三十ヶ所余茂引水いし候ニ付、水 downstream 減ニ相成、及追年水不足難捨置儀ニ付、及出訴取潰申度儀候得共、不容易儀ニ付猶豫罷在、其内去丑年稀成早魃ニ而耕地一圓之深割、今水保不申、全前々趣無例之新開之地、江分水いたし候故及難澁、最早仕付之時節ニ至候處、此分ニ而之逆茂植付等茂不行届、必至與難澁八ヶ郷惣高何萬俵と申立付之場所、一圓之相續ニ拘候間、不得止事、今般集會之上、其筋江彌出訴之事ニ決評いたし候ニ付、面々心得之廉ニ在之通。
- 一一件出訴八ヶ郷願惣代之儀、御領所中野村御名主市太郎殿相頼候ニ付、柴橋の御添翰頂戴仕、山形御役場江出願請、御調不相濟節と、出府公訴可仕候事。
- 一願惣代市太郎出訴中、無據差支出來候節は、同人名代之者早速差出、無差支様取斗可申事。
- 一爲願惣代と市太郎殿相頼、其筋江差出申度段、向々御領主様江願上、御銘々様御役所より御添翰頂戴仕、柴橋江出願可仕事。
- 一出訴中市太郎殿相談相手之者、八ヶ郷村々之内の人物相見立、兩人ツ、差出置可申事。
- 一一件中諸入用之儀何程相掛候共、八ヶ郷出金無滞差出、願惣代方江心配決而相掛申間敷事。
- 一出訴中八ヶ郷村々、地方掛之書類取調之儀、惣代より申越候、其都度堰元船町向々江及御談取調無差支取計可申事。
- 一一件願立見込通不行立儀、茂有之候、逆願惣代之方江決而恨ヶ間敷儀申間敷事。

右ヶ條之通取極候上は、得其意含違之儀無之様、堅敷相心得可申候、爲念議定書連印如此ニ御座候以上。

嘉永七寅年三月、

- 中野村、 名主、市太郎、
- 船町村、 名主、孫市、
- 陣場村、 名主、武左衛門、
- 江俣村、 名主、彦作、
- 吉野宿村、 名主、利兵衛、
- 陣場新田、 名主、傳四郎、
- 鯨洗村、 名主、文平、
- 同、 名主、嘉左衛門、

内表村

名主 久兵衛

中野村

名主 昌伯

全

作兵衛

全

太郎七

全

孫四郎

全

甚内

全

喜右衛門

全

太兵衛

全

役人惣代 市右衛門

船町村

役人惣代 七右衛門

陣場村

全 傳十郎

江俣村

全 庄右衛門

吉野宿村

全 安兵衛

陣場新田

全 長十郎

鯨洗村

全 文五郎

全

伊右衛門

内表村

全 惣七

中野村

全 榮吉

全 傳四郎
 中野村、
 役人惣代、武 助
 全、文 藏
 全、三右衛門、

差入申一札之事、

一、八ヶ郷用水堰川縁之内、小白川裏ニ而無例之水口三十ヶ所余、揚口切開引水いたし候ニ付、流水減ニ相成村々御田地、用水差支難溢罷在候ニ付、右堰邊新田取潰申度、兼々及内談ニ罷在候得共、不容易一件出訴等猶豫之所、去丑年稀我早勉ニ而、耕地一圓之干割、今同様割地差募不申、最早仕付之時節ニ茂至候得共、一ト通之水ニ而ハ水保不申、逆茂仕付方無覺束難儀奉存候、依之不得止事、今般右川縁之水口、留切不申候而ハ、流水不行届儀と、一同集會之上及評議ニ、其段決評仕候處、右出訴向御料所、御差出ニ相成候様仕度儀ニ付、乍御苦勞八ヶ郷願惣代、兼御出願被成下度御頼申上候、就而ハ村々御領主役場江申立其故ヲ以願惣代出訴仕度旨、向々ヨリ添翰ヲ以、柴橋様江願上候様可仕候、勿論出訴之儀ハ、柴橋様江御一手、御添翰頂戴、山形御役場江罷出請御調不相濟儀ニ候ハ、無據及御公訴、左候得ハ數日之逗留等茂有之、御手元差支之儀茂有之候節ハ、其故御名代之者八ヶ郷より差出、聊御差支御懸申間敷候、尙又及公事見込通不行立儀茂有之候共、決而御恨ヶ間敷儀申間敷、且一件中諸入用之儀ハ、何程相掛候共八ヶ郷ハ相濟、是又御心配筋堅御掛不申故ニ御座候、右村々幾萬俵之耕地、浮沈之此節ニ御座候

間、何分ニ茂願惣代御許被下度、偏ニ御頼申上候、尤御出訴先江ハ可然もの相見立差出置可申候得共、一件掛合向進退之儀ハ、御存慮次第御懸引可被下候、其都度一同江不及御相談候とも、宜敷御頼申上候、右御頼之御意書、連印ヲ以差入申所依如件、

嘉永七寅年三月、

中野村、役人惣代、
 三右衛門、
 全、文 藏、
 全、武 助、
 全、傳四郎、
 全、榮 吉、
 内表村、全、惣 七、
 鮎洗村、全、伊右衛門、

全

文五郎

陣場新田全

長十郎

吉野宿村全

安兵衛

江俣村全

庄右衛門

陣場村全

傳十郎

船町村全

七右衛門

中野村名主

太兵衛

全

喜右衛門

全

甚内

全

孫四郎

全

太郎七

全

作兵衛

全

昌伯

鯨洗村全

嘉左衛門

全

文平

内表村全

久兵衛

陣場新田全

傳四郎

吉野宿村全

利兵衛

江俣村全

彦作

陣場村全

武左衛門

船町村全

孫市

中野村

御名主

市太郎殿

右之通八ヶ郷一同集評之上議定取究御田地爲相續之上出願ニ相成候一件願惣代として中野村市太郎殿相頼一札差出申候右ニ付村内一同寄合評儀之上承知仕已來如何ニ相成候共少茂違背仕間敷候依之連印仕相違無御座候爲後日連印一札依而如件
嘉永七寅年三月

文助

久吉

文七

重太郎

治郎助

仁吉

八三郎

伊七

佐吉

太郎左衛門

六右衛門

藤作

嘉傳治

庄三郎

仁左衛門

彌兵衛

文吉

太吉

彌四郎

圓次郎

治郎兵衛

幸吉

市兵衛

重兵衛 利兵衛 與七 金藏 作兵衛 彌七 半四郎 金兵衛 忠吉 長五郎 文藏 武右衛門 必上 長次郎 吉助 與吉 甚三郎 長助

佐之助 助左衛門 茂八
 上組 百姓代 半三郎
 下組 全 治兵衛
 上組 組頭 伊右衛門
 下組 全 文五郎
 上組 名主 阿部嘉左衛門
 下組 名主 原田文平

兩御役元様

八ヶ郷堰浚之儀、柴橋御役所江御伺申上候處、御出役様來ル十三日山形江御出張、翌十四日川浚被仰付候、則御向々様江其段柴橋、御廻達ニ相成候間、御銘々様、茂其筋江被成御届可然

奉存候此廻狀留之御村方々御戻可被下候以上

寅三月七日、八ヶ郷堰元

中野村、

御名主、太郎七様、

同、

全、市太郎様、

同、

全、作兵衛様、

同、

全、御名主、久兵衛様、

同、

全、内表村、

同、

全、陣場村、

全、武左衛門様、

全、吉野宿村、

全、利兵衛様、

全、同、

全、文、平様、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

全、同、

下、用水路侵害ノ事ヲ評定所ニ訴フ、因テ兵助等ニ命シ、四月二十五日ヲ期シ、答書ヲ呈出セシム、七月ニ至リ原被卒ニ和解ス。

〔探訪史料〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候。

松永善之助當分御預所。

秋元但馬守領分、

織田兵部少輔領分、

羽州村山郡、

中野村、

堀田備中守領分、

同州同郡、

船町村、

陣場村、

同新田、

吉野宿村、

江俣村、

阿部播摩守領分、

秋元但馬守領分、

同州同郡

鮪洗村

右村々惣代

右

中野村

善之助御預所分

訴訟人 名主 市太郎

備中守領分

右陣場村

同 名主 武左衛門

難澁出入

水野大監物御領分

同州同郡山形

寺町

淨土真宗
專稱寺

朗隨

皆川町

曹洞宗
龍門寺

相手

同

旅籠町

雄音

百姓 茂左衛門

同

同 喜惣治

同

同 名主 小平治

同

北肴町

同

同 百姓 久太郎

同

七日町

同

同 百姓 三郎兵衛

同

同同二而 醫師

同

同 名主 勘四郎

同

寺町

同

同 百姓 七右衛門

同

地藏町

同

同 名主 嘉右衛門

同

同 專稱寺地内

同

同 百姓 源右衛門

同御領分、

同州同郡小白川村、

同、百姓、兵、助、

同、名主、治郎兵衛、

土屋采女正様御領分、

同州同郡双月村、

同、百姓、駒、吉、

右訴訟人市太郎外壹人奉申上候、私共村々御田地用水組合、中野村、船町村、江俣村、内表村、陣場村、同新田、吉野宿村、鮎洗村、八ヶ村之内、水野大監物様御領分、羽州村、山郡内表村、組合村ニ而同意ニ御座候得共、御同家様御領内江相掛候一件、遠慮旨申ニ付相除、殘七ヶ村御願奉申上候儀ハ、右八ヶ村御高合壹萬貳千參百貳拾九石六斗三升余、其外山形諸寺院

御朱印地并町村御高内之御田地飛地も多分伏居、右一躰之御田地用水、同州同郡馬見崎川通、右水野大監物様御領分小白川地内、字平河原、分水八ヶ郷堰と唱、往古御田地用水引來候處、同村地内、山形御城下六日町迄之内、右堰縁之河原地大石小石取除、畑地を仕出し差廣ヶ置候、畑地之内北窪之場所、近年追々田形ニ引直し、八ヶ郷用水堰袋切破引水いたし、元來右堰筋地高堰縁切崩し候得は、忽及落水候場所は、河原地故洩水全ク消水ニ相成、八ヶ村用水相減及難溢候ニ付、兼而御締向願上度相談仕候得共、手重之儀恐入猶豫罷在候處、彌水不足仕耕作、差支出穂實取薄、追々御收納辻ニも相響候様罷成、且百姓手元は潤助無之、追年差迫り及困窮、

尤年々堰浚之儀、村毎支配領主江申立出役請、地元水野大監物様御役人中御立會、御一同御見分之節は、堰縁切破候口々無之様仕成置、御見分相濟其後ニ至り、手遠之八ヶ村防方不行届儀を見掠又々堰縁切破去々丑年坏は大早魃之折柄、水上ニ而通水新田江切落、流水一切無之吞水ニも差支、御田地養ひは尙又不行届、八ヶ村大凶作仕、右堰筋之儀ハ、往古八ヶ村組合御田地用水ニ限り、大塲之耕地江細々引水、御田地相續仕難溢勝之處、堰袋破し落水被致候而は、御田地相續難出來、無據村々領主江申立、以添翰を松永善之助、柴橋御役所江願上、御一手御添翰申請、同支配所中野村名主市太郎七ヶ村惣代ニ而水野大監物様山形御役場江、前書之次第去寅三月中願立候處、數日御沙汰無之早魃早割之田而、植付之時節ニ差掛り用水絶、一同相歎小前騒立、其段追々申立候處、五月下旬ニ至り右堰縁田面之儀は、名寄帳江引合有來之場所ニ付、引水難差留旨被申聞驚入、就而は石地主共ニ引合、度段申立候處、地主共ニ拘り無之旨、御役場ニ而御引請願書御差戻、御返翰ニ相成難心得は候得共、致方無之歸村一同相談仕候處、向々支配領主江場所御見分相願、御立會御調ニ相成候は、地主共も相分り可申與存、場所御見分願立、御料私領山形御役人中ニも、御立會堰筋御見分之上、地主共御糺双方御呼出ニ付、私共地主共江引合候は、素河原地之場所、畑方ニ起立候畑地之内、近年追々田形ニ仕直シ、八ヶ郷用水堰時々切破、引水いふし理不盡之至り、然ニ有來之田面坏ニ申立候趣不得其意、右石河原堀起候節、田面之開發ニ候ハ、其節聊捨置不申、全畑地起立故差支無之、左候得は初發より取巧八ヶ村を欺、一旦畑地ニ起置時宜を計ひ候哉、年々向々御役人中御立會堰浚之節は、右引水之口々堅取塞、通水無滯様致置取隠候始末、其外引合候處相手方ニ而、田面之儀は有來候田方ニ而、

引水之儀八ヶ郷堰を取不申、領内六日町堰を引入候儀、八ヶ郷堰ニ而可差綺筋、無之杯と不當之申分、尤山形御領内小白川村の六日町通り、下條町迄通水御座候得共、往古の八ヶ郷用水堰ニ而、年々堰浚之儀も支配領主役人罷出、山形御役場も御出役御立會、馬見崎川分水口の下條町迄、八ヶ郷用水堰通水無滯、浚普請出來榮之御届書江、山形御役人御見届之上、奥書御調印も年々有之候儀は、堰縁之地主辨も可有之、全堰浚等之節は、堰縁切破、亂妨之仕成を取隠、差塞候得は通水無滯、其都度向々御役人中、御見分、眼前ニ御座候、猶又六日町御高地江、水掛り一切無之、堰筋六日町堰與申立候儀、以手之外之儀ニ御座候、新田多少開發與申儀は、不容易儀與承知罷在候處、自己勝手儘石河原起立之田畑ヲ田形ニ引直し、盜水いたし不法仕成、且文政度大洪水之砌、馬見崎川分水八ヶ郷堰筋相埋、高岡ニ相成流水絶難溢之其節、八ヶ郷村困窮之中、數百人宛之人足日々罷出、向々御出役并山形御役人御立會請、右損所堀立大造成普請之物入、其節は勿論、年々堰浚之節、多數之人足其外向々御出役始、山形御出役并同所町人とも、諸賄迄前々八ヶ村入用手限之外、何方も人足壹人壹錢、申請候儀一切無之、然ニ堰縁ニ田面有來候用水ニ候ハ、地主共の諸普請は勿論、年々堰浚人足雜費等、割請も可有之筈之處、右様之儀決而無之、是等仕、細々八ニ而、隱田明白ニ御座候、八ヶ郷用水揚口の三里余も有之、右堰水ヲ以丹誠ヶ村大場之御田地相養ひ罷在候、用水堰時々切破り、剩去夏中山形御役場、右田面之場所江引水差留候儀、不相成趣被申渡候後は、十分ニ堰縁數ヶ所切、開落水致候ニ付、漸時も難捨置歎息罷在候處、山形柏山寺大龍寺見聞寺三ヶ寺は、八ヶ村難溢を相辨、右堰縁江所持田面不殘畑地ニ致吳候得共、其外相手者種々取巧、既ニ去六月中旬ニ、御立會堰筋御調之節、名寄帳寫町村

の差上候書面、并場所繪圖支配領主出役江、山形御役人中の相迫り候分、相願披見仕候處、名寄帳の相違も有之間敷哉ニ候得共、全字畝斗代場所違之調ニ而、町村地主名主共、馴合取拵候儀顯然ニ御座候、專稱寺龍門寺ニ而は、河原地引起候畑地之隱田、

御朱印地又は境内地坏與申紛、場所不相當之偽申募候ニ付、不得止事奉出訴候外無御座儀與奉存候、折柄、人立入種々掛合中、相手方ニ而は田面之内、貳分通畑地ニ可致趣申之候得共、假令八分通畑地ニ引直候共、聊洩水有之候而は、素々河原地ニ而引水地底江染入消水ニ相成、夏分用水最中堰水相絶候は、眼前之儀ニ付、相斷破談に相成、其後柴橋於御役所御公訴之儀は、御手重之儀且困窮之村々出訴難溢之儀、厚御利解も御座候得共、八ヶ郷村々耕地一圓之用水堰縁、追々數ヶ所切破、地窪之河原地江落水被致候而は、逆も大場之御田地、相續不行立段申立候處、猶又山形御役場江度々御掛合被成下候得とも、濟寄不相整去十一月中、御手切之趣被申渡候、左候、逆此儘捨置候而は、村々大高之御田地相續難行立、必至與難溢至極仕候間、無是非今般御訴、訟奉申上候、何卒以

御慈悲、相手者共銘々 召出、前書八ヶ郷用水堰亂妨ニ切破、勝手儘ニ河原地江新田開發仕候始末、逸々御吟味被成下、以來堰縁之田面元形ニ相復、通水差障ニ不相成、八ヶ村御田地無難ニ相續相成候様被 仰付被成下置度奉願上候、以上、

松永善之助當分御預所、

秋元但馬守領分、

織田兵部少輔領分、

羽州村山郡

中野村

堀田備中守領分

同州同郡

船町村

陣場村

吉野宿村

江俣村

陣場新田

阿部播摩守

領分

秋元但馬守

同州同郡

鮪洗村

右村々惣代

右 中野村

善之助御預所分

安政二卯年二月 訴訟人 名主 市太郎

備中守領分

右 陣場村

同 名主 武左衛門

御奉行所様

如斯目安差上候間致返答書來ル四月廿五日評定所江罷出可對決若於不參ハ可爲越度者也

加賀御判

御用方無加印

筑後

伊豫御判

御用方無加印

左衛門

御用方無加印

河内

御用方無加印

土佐

播摩御判

對馬全

長門全

豊前全
中務全
攝津全

羽州村山郡山形

寺町

專稱寺

七右衛門

右專稱寺地内

源右衛門

皆川町

龍門寺

旅籠町

茂左衛門

喜惣治

北看町

小平治

七日町

久太郎

三郎兵衛
元豊

勘四郎

地藏町

嘉右衛門

同州同郡

小白川村

兵助

治郎兵衛

同州同郡

双月村

右

駒吉

五人組

組頭

名主

乍恐以書付御届奉申上候。
兼而奉願上候、八ヶ郷用水堰一件出訴之儀、組合八ヶ村之内内表村相除、殘七ヶ村願惣代柴橋

村附中野村名主市太郎、柏倉附陣場村名主武左衛門、差添同所附江俣村名主長左衛門、當正月中柴橋柏倉御兩所より、御添翰頂戴出訴仕、右兩御屋敷様江、其筋御差出願上候處、御勘定御奉行本多加賀守様江御差出ニ相成、追々御糺之上願之通目安被

仰付、來ル四月廿五日御召出之御尊判頂戴、當十四日歸村仕、同十六日山形相手方江、相渡可申與持參仕候處、難澁出入と申目安ニ而は、請取兼候旨斷ニ御座候間、無余儀引取其段柴橋御役所江相届候處、山形御役場江御引合相成、相手之者共心得違之段、一同恐入候趣ニ而、誤一札差出候間、當月廿日暮方相渡申候、依之訴狀寫相添、此段以書付御届奉申上候、以上、

卯三月、

鮪洗村、

百姓代、治兵衛、

同村、

組頭、文藏、

同村、

名主、原田文平、

山野邊、

御役所、

口上、

八ヶ郷用水堰一件御訴訟申上候處、

御尊判被 下置難有頂戴、三月十四日歸村仕、同十六日山形江持參いたし、相手方江可相渡旨

被及延引候ニ付、無據引取其趣柴橋御役所江御伺候處、山形御役場江御引合相成、同廿日暮方誤一札引替ニ相渡申一札左之通、

差出申一札之事、

今般貴殿方より私共相手取難澁出入、御奉行所本多加賀様被成、御訴訟、御尊判頂戴去ル十六日可相付趣御案内ニ付、旅籠町小平治宅ニ、一同拜見可仕旨及御報候處、則十六日同町又兵衛方江御出張被成、請書引替御渡可被成ニ付、認置候様右之下書御渡之處、公事名難澁出入與有之、右様ニ而は難差出用水出入與相直シ、下書江致掛紙及御斷候ニ付、大切之、御尊判拜見日限及延引候段、今更奉恐入候、隨而は御請書ニ付、違亂之儀申間敷候、御判物拜見奉願度旨申入候處、納得ニ付、今廿日拜見ニ相成、一同忝奉存候、依而連印ヲ以一札差上申候如件、

小白川村惣代兼、

名主、治郎兵衛、甲

地藏町同、

檢斷、嘉右衛門、全

七日町同、

檢斷、勘四郎、全

旅籠町同、

檢斷、小平治、全

專稱寺役人、

中野村、

御名主、

市太郎殿、

陣場村、

御名主、

武左衛門殿、

差上申濟口證文之事、

松永善之助當分御預所、羽笏村山郡中野村名主市太郎外壹人、水野大監物領分、同州同郡山形寺町專稱寺朗隨外十四人相手取、難澁出入申立、當二月中、本多加賀守様江奉出訴、當廿五日御差日、御尊判頂戴相附候處、御差日以前於國元示談相整、内濟仕候趣意左ニ奉申上候、

一右訴訟人市太郎外壹人申立候、私共村々御田地用水組合、中野村船町村内表村陣場村同新田吉野宿村鮪洗村江俣村八ヶ村、御高合壹萬貳千三百貳拾九石六斗余、其外山形諸寺院御朱印地、并町村御高内之御田地飛地多分伏居、右一件之御田地用水、同郡馬見崎川通水野大監物様御領分、小白川村地内字平河原、分水八ヶ郷堰と唱ヒ、往古御田地用水一方ニ引來

候處、同村地内より山形六日町迄之内、右堰縁之河原地、畑方ニ起立差廣置候、畑地之内地窪之場所、追々田形ニ引直、右用水堰切破引水いとし、元來堰筋地高之堰縁切崩候へは、忽及落水候場所は、河原地故洩水全消水ニ相成、八ヶ村用水相減、大場之御田地相續難相成、無據村々領主役場江申立、尤右内表村は組合村ニ而同意ニは候得共、水野大監物様御領分江相掛候一件、遠慮之旨ニ付相除、殘七ヶ村惣代として、松永善之助柴橋御役所、御一手御添翰請、御預り所中野村名主市太郎、水野大監物様山形御役所江、去寅三月中願出候處、右堰縁御田地之儀は、名寄帳江引合有來之場所ニ付、引水差留かゝく趣ニ而、願書御差戻しニ相成、致方無之歸村之上致相談、支配領主役場江場所御見分相願、山形御役人中ニも御立會有之、地主共も一同罷出候ニ付、堰縁畑地之内追々田形ニ仕直、八ヶ郷用水堰切破、致引水候始末及掛合候處、相手方ニ而申聞候は、有來之古田ニ而引水之儀は、八ヶ郷堰引取不申、領分六日町堰引入候儀、八ヶ郷ニ而可差綺筋無之坏申聞、且又場所繪圖、并名寄帳書披差出候得共、名主地主馴合字畝斗代場所遠之調ニ而、右堰筋は八ヶ郷用水堰ニ而、往古洪水及數度、就中文政度大洪水之砌、分水口高岡ニ相成大普請、猶又年々堰浚之義も、支配領主役人、并山形御出役御立合請、堰浚人足は勿論諸入用共、前々八ヶ村手限之外、何方も手傳等申請候義一切無之、年々八ヶ郷堰浚出來榮之御届書江、山形御役人御見届奥書御調印も有之候義、六日町堰申立候儀、以之外之儀と有之、且又用水路揚口八ヶ村江三里余も相隔、右堰水ヲ以丹誠仕、細々大場之御田地相養罷在候、用水堰切破引水被致候而、素々河原地故洩水地底へ染入、消水ニ相成、夏分用水肝要之時節、堰水相絶也、大場之御田地相續難相成、難澁至極之旨、其外品々訴上、且相手ニ而は訴訟

方申立、悉相違之訴ニ而私共銘々進退罷在候用水縁田方之儀は、御朱印地も多分有之全古田ニ無相違、其證據は御水帳、并夕寄帳ニも顯然致居、然ルを品々訴狀江書傍候段何分難心得且訴訟方村々江相掛候用水堰筋、同村々ニ而は八ヶ堰と唱ヒ候趣ニ候得共、右は其村々限之唱方ニ而、私共田方江引水候用水堰之儀は、全六日町堰ニ無相違、既ニ此儀も顯然證據も有之、然ルを訴訟方之者共、勝手儘取計候旨申之、其外品々申立彼是申争候處、御差日已前方國許扱人立入、掛合之上熱談相整候趣意は、小白川村地内六日町迄堰縁之田面江引水、八ヶ郷村々難澁之次第、地主勘辨ヲ以不殘畑地ニ引直、右田所惣立附凡米九拾俵田畑成損分、當卯之暮永年米三拾俵宛、八ヶ郷村々惣代として、江俣郷御藏の惣地主江年々相送り、普請料金貳拾兩手傳、尤兩三年は畑作不引立ニ付、當暮の已年迄三ヶ年之間、外米六拾俵ツ、前同様、江俣村郷藏の差送、双方相續ニ至リ田畑成ニ相成候上は、堰浚相休ミ大破之節は、山形御役場江も願上可申等取極メ、双方無申分熱談内濟仕、偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候、然上は右一件ニ付重而双方、御願筋毛頭無御座候、依之爲後證連印濟口差上申處如件

安政二卯年四月廿五日、

松永善之助當分御預り所、

秋元但馬守、

領分、

織田兵部少輔、

羽州村山郡、

中野村、

堀田備中守領分、

同、同郡、

船町村、

陣場村、

同、新田、

吉野宿村、

江俣村、

阿部播摩守、

領分、

秋元但馬守、

同州同郡、

鯨洗村、

右村々惣代、

右、中野村、

松永善之助御預り所分、

名主、市太郎頼ニ付、

訴訟人、

組頭、忠治郎

備中守様領分

右、陣場村

同斷、名主、武左衛門

水野大監物様領分

同州同郡山形寺町

御朱印地

淨土眞宗、
喜稱寺

朗隨煩二付代

同寺家來

長岡彌一郎

御朱印地

皆川町

曹洞宗、
龍門寺

雄音煩二付代

同寺役僧

清龍寺

旅籠町

百姓、茂左衛門

全

喜惣治

名主、小平治

北有町

百姓、久太郎

七日町

同、三郎兵衛

全

百姓二面
豐

寺町

百姓、七右衛門

地藏町

名主、嘉右衛門

右專稱寺地内

百姓、源右衛門

同領分

同州同郡小白川村

百姓 兵 助

名主 治郎兵衛

土屋采女正領分

同州同郡双月村

百姓 駒 吉

右惣代兼

右 茂左衛門

御評定所

一山形相手方差出候書付左ニ

乍恐以書附奉申上候

六日町堰通り田方畑地ニ引直シ、一件事済ミ相成候處、猶又今般右堰筋手厚ニ普請致し度、就而は小白川地内天神裏水門上ノ方江石留ニ而前々々水流レ有之、右落水無之様新規水門二ヶ所補理、平常洩水無之様、切置、出水之節は引明ケ爲水吐候は、水害も無之間取立申度旨、七ヶ郷々相願候趣、御掛合有之候由ニテ、其旨被 仰聞候ニ付、私共評議仕候處、馬見ヶ崎之儀は荒川ニテ、是迄出水之節者防方難及人力、右水門上ノ切之場所押流シ、其外急破出來候之儀は度々有之、既ニ先年水門をも押破水下田畑者勿論、御城下町々迄も破損仕候之儀も有之、然る

處右水流し相止、水門々水抜候而は、逆茂急水吐切申間敷、左ノ時者七日町堰筋江途水押込、如何様之水災ニ而難澁仕候儀も難計、旁不安心ニ奉存候間、新規水門取立之儀者、一切無之様仕度旨申上候處、猶又被 仰聞候者、右様水害之義不安心とは可存候得共、八ヶ郷村々々頼置候堰守り茂有之、右之者晝夜ニ不限相廻り、若出水等可有之と存候得は、早速右水門前被拂候得は、子細も有之間敷、右様洩水有之候而は、八ヶ郷村々田方相潰ニも拘り候由ニ付、難澁之趣をも勘辨いとし見候様、其外品々御利解被仰聞候ニ付、寺院町々役人共、并小白川村重立候百姓共談判仕候得共、何分新規之儀ニ有之、水門補理候時者、御城下町々迄も、破損仕候義無例事ニも無之、八ヶ郷村々々おゐては、水災無之見詰も有之、歟者不存候得共、私共ニおゐてハ水害無之見詰も無御座候ニ付、何卒右取立之義無之様、八ヶ郷村江被仰渡候様、御掛合被下度奉存候、此段以書付奉申上候、以上。

小白川村惣代

名主 江口治郎兵衛

地蔵町惣代

檢斷 長沼嘉右衛門

皆川町惣代

全、 齋藤甚右衛門

小橋町惣代

全、 勘 助

步町惣代

全、黒木彌七

下條町惣代

全、佐々木長右衛門

北看町惣代

全、梅津清次郎

四日町惣代

全、大瀧市郎治

鍛冶町惣代

全、妻沼幸四郎

六日町惣代

全、孫八

七日町惣代

全、大沼勘四郎

旅籠町惣代

全、後藤小平治

専稱寺

役人、羽角藤藏

全、

長岡彌一郎

島 與一兵衛殿

石川貢之助殿

一、八ヶ郷の差出候願書左ニ、
乍恐以書付奉願上候。

私共村々組合用水八ヶ郷堰筋所々損所手堅普請仕度奉願上候處、今般御向々様御立會、御見
 分被成下難有仕合奉存候然ル處右損所之内、小白川村天神裏ニ先々水門貳ヶ所補理置、右
 水門際ニ水外し石留ニ而有之場所、近く欠崩場廣く相成、多分之洩水ニ而濁水之砌、過半落水
 相成候ニ付、右之場所江、水門補理、大雨水害之折、小白川村江、堰守も立置候事故、水門戸前早
 速爲取拂候ハ、敢而障りニも相成間鋪と奉存、其段御見分先ニおゐて奉願上候處、山形御出
 役様江、御掛合被成下候處、右水門補理候は新規之儀、殊ニ急破之節は水下田畑は勿論、町々逆
 水押出可申ニ付、取立無之様仕度旨、寺院町村ハ申立候段、逸々被
 仰渡承知奉畏候、右者前奉申上候通、近く欠崩場廣ニ相成、石留杯ニ而ハ洩水不足、無余儀奉願
 上候儀ニ御座候處、水門新規之義ニ而迷惑ニ御座候ハ、任其意見合可申、左候逆其儘差置候
 而ハ、御田地相續ニ相拘難溢至極仕候間、右水外し之貳ヶ所ハ、手輕ニ土俵留ニ而も仕、破損之
 度私共村々人足を以、繕置候様可仕候、依之右之段猶又御掛合被下置度奉願上候、右願之通被
 仰付被下置候ハ、一同難有仕合奉存候、以上。

卯七月

天童領

中野村

喜右衛門

甚内

孫四郎

昌白

太郎七

作兵衛

漆山領

中野村

太兵衛

同

館洗村

儀八

山野邊領

館洗村

文平

柏倉領

新田

傳四郎

吉野宿村

利兵衛

江俣村

彦作

陣場村

武左衛門

船町村

孫市

柴橋御支配所

中野村

市太郎

松永善之助様御手代

柴橋御出役

小山太郎一様

一、山形相手形、差出候書付左ニ、

乍恐奉申上候。

六日町堰筋一件先般内熟相成、訴答場所見分いたし、何ニ申分無之趣候處、今般向々御役場江願上、御出張之上右堰筋普請致度旨、願上候旨を以御掛合有之趣被。仰聞候、就而ハ種々御利解御座候得共、一件内熟申示談手續も有之候ニ付、何をニも下之方對談仕候之上ニ而、今日御利解之趣御請申上度候ニ付、訴訟方ハ對談之義被。仰付被下置候様、向々御役人中様江被。仰違被下置候様仕度奉存候、以上。

小白川村

名主、江口次郎兵衛

地藏町

檢斷、長沼嘉右衛門

卯七月十日

七日町

全、大沼勘四郎

旅籠町

全、後藤小平治

專稱寺

役人、羽角 藤藏

同斷

全、長岡彌一郎

龍門寺

全、齋藤吉兵衛

島 與一兵衛殿

石川 貢之助殿

爲取替申議定書之事

小白川村地内ハ六日町迄、堰縁田所之分熟談之上、八ヶ郷ハ趣意相立、田地ニ引直し右場所江以前引水之口々差塞候處、手薄之場所茂有之、其外分水口迄所々損所有之候間、八ヶ郷村々ニ而手堅普請仕度、向々様江奉願上候處、今般御立會御見分被下成候處、前書引水之口々は、地主差塞普請致置候儀ニ付、右之内手薄之場所所有之分は、八ヶ郷村役人地元町村役人立會、地主再普請致、已來當四月中、

御評定所江奉差上候濟口證文之通、相心得双方熟談之上議定左之通

一小白川村地内水門際水吐貳ヶ所之儀、洩水有之候而ハ八ヶ郷難澁ニ付、平水ニ而落水無之、

出水之節ハ押水候様留置、右普請之儀ハ山形町村人足ニ而致可申事

但普請之節、八ヶ郷村役人立會可申事

一堰筋水不足之節、或ハ見廻リ爲水揚分水口迄、八ヶ郷人足凡拾六人、晝夜ニ不限相登リ、水行無滯様可致事

但町裏通路之節ハ先々之通、山形御役場ハ御渡之御鑑札を以、木戸有之場所、家主江斗リ

斷通路可致事

一堰筋八ヶ郷埃流シ儀ハ、其時々通路町々役元江可及斷事

但町裏通路之節は右同斷。
右之通議定連印證文爲取替置候處如件。

松永善之助當分御預所。

羽州村山郡、

中野村、

役人惣代、

安政二乙卯年七月、 名主、市太郎。

秋元但馬守領分、

同 村、

役人惣代、

名主、太兵衛。

織田兵部少輔領分、

同 村、

役人惣代、

名主、甚内。

全、孫四郎。

全、喜右衛門。

全、太郎七。

全、昌作。

全、作兵衛。

堀田備中守領分、

同 郡、

船町村、

役人惣代、

名主、孫市。

陣場村、

役人惣代、

名主、武左衛門。

同新田、

役人惣代、

名主、傳四郎。

吉野宿村、

役人惣代、

名主、利兵衛。

江俣村、

役人惣代、

阿部播摩守領分

名主 彦 作

同 郡

鯨洗村

役人惣代

秋元但馬守領分

名主 文 平

同 村

役人惣代

水野大監物領分

名主 儀 八

同 郡

内表村

役人惣代

名主 久 兵衛

同領分

山形寺町

御朱印地

淨土真宗

專稱寺家來

長岡彌一郎

同皆川町

御朱印地

曹洞宗

龍門寺家來

齋藤吉兵衛

同 町

役人惣代

名主 甚右衛門

旅籠町

專稱寺町

七日町出作人

右

旅籠町

百姓 茂左衛門

七日町出作人

旅籠町

百姓 喜惣治

同町

役人惣代

名主 小平治

專稱寺町

七日町出作人

北看町

百姓 久太郎

同町

役人惣代

七日町

名主 清治郎

同町

百姓 三郎兵衛

百姓 二面醫師 元 豊

同町

役人惣代

名主 勘四郎

專稱寺町出作人

專稱寺地内

百姓 源右衛門

同町兼帶

地藏町

役人惣代

名主 嘉右衛門

小白川村

百姓 兵 助

同村

役人惣代

名主 治郎兵衛

同村出作人

寺町

百姓 七右衛門

同村出作人

土屋采女正領分

同郡

双月村

百姓 駒 吉

水野大監物領分

同郡

六日町

役人惣代

名主 孫 八

鍛冶町

役人惣代

名主 幸四郎

四日町

役人惣代

名主 市郎治

步町

役人惣代

名主 彌 七

下條町

役人惣代

全 長右衛門

小橋町

役人惣代

全 勘 助

前書之通議定書爲取替仕候ニ付、此段寫を以奉申上候、以上

勘 助

長右衛門

彌 七

市郎治

幸四郎

孫 八

駒 吉

七右衛門

治郎兵衛

兵 助

嘉右衛門

源右衛門

勘四郎

元 豊

三郎兵衛

清治郎

久太郎

小平治

喜惣治

茂左衛門

甚右衛門

齋藤吉兵衛

長岡彌一郎

久兵衛

儀 八

文 平

彦 作

利兵衛

傳四郎

武左衛門

孫 市

作兵衛

昌 作

太郎七

喜右衛門

孫四郎

甚 内

太兵衛

市太郎

松永善之助様御手代

柴橋御出役

小山太郎一殿

堀田備中守様御内

柏倉御出役

志田三十郎殿

阿部播摩守様御内

山野邊御出役

宮川小三郎殿

秋元但馬守様御内

漆山御出役

藤野逸平殿

水野大監物様御内

山形御出役

島與一兵衛殿

石川貢之助殿

織田兵部少輔御内

天童御出役

芦野友八殿

同年四月、土屋寅直、家老鈴木内匠、郡奉行藤井縫右衛門ヲシテ、北目村以下所領ヲ巡村セシメ、仍テ元文中先代頒示ノ覺書ヲ頒チ、請書ヲ徴セシム。

〔奈良澤村文書〕

被仰渡書御請書

覺

一 農業を不怠法度をそむかず、名主組頭の掟ニたかふへからず、おこりかましき儀不致、衣服の花美を好ず、僮服を用ふへし。

一人の子として親ニ孝行を盡し、父母の心ニ聊も背く事なく、父母は子をいつくしみ教ふべし、弟妹たるものは兄姉を尊ひ敬ひ、兄姉は弟妹汝憐み導くへし、召仕あるものハ壹期半期の男女小兒たりとも、不便を加へ情をかけてちかふべし、召つかせるハ下人も、主人を親とひとしくおもへ、心を盡し奉公し、主の恩を不可忘、夫ハ妻をめぐみ、妻ハ夫を主親の如く大切におもへ、舅姑あらハ孝行を盡し、少茂心よさからふべからハ、舅姑も嫁を實の娘の如くいつくしみ、包けへたてあるへからず候、惣して村中ハ相互ニ中よくし、吉凶もねんみろよおとつれたふへし、何事もいつわりなく、誠を以て出合べし、若シ村の中ニ主親ニ孝行を盡しもの有之か、兄姉を甚敬ひ尊ひ候もの有之か、舅姑ニ格別孝行なる嫁有之か、惣百姓數年の事及見聞、村々手本よあるべき人あらば、名主組頭支配の代官へ可訴出候。

一名主組頭身持をたしあみ、其村の手本となるべしと可心懸、老たるものハ若をいましの教ひ、若者は老たるものを助けて、互に力を合せて渡世せべし、都て老若よかきらハ、身持あしきもの有之ハ、名主組頭相談之上異見を加ふべし、異見三度及ても不用族は、惣百姓相談して名主組頭へ可訴出、名主組頭身持よろしからざるもの有之ハ、年老たる百姓相談意見を加ふべし、再三之意見不用時ハ、近村之名主等相頼ミ意見を加へ可申、其の上よも不用候ハ、支配の

代官江可訴出候。

右之書付村々役人江申渡、毎月惣百姓男女并下女下男等迄、不洩様ニ爲讀聞可申旨被 仰出候、毎月不怠爲讀聞可申者也。

右御書付壹通、元文三年

御先代様厚思召を以て、御領分中惣百姓江被仰渡、其後も同様被 仰渡有之事ニ付、此度當 御領地始て、巡村見分之儀被 仰付、御下ニ付申渡候、一同難有相心得堅く可相守候、右被 仰渡候趣、一同難有承知奉畏候、依之御請書奉差上候、以上。

御領分、

羽彚村山郡

奈良澤村

安政貳卯年四月、

百姓代、金 吉

組頭、彌惣治

全、重四郎

全、庄次郎

名主、菱沿甚平

北目

御役所。

右之趣被爲御讀聞、小前一同難有承知奉畏候、依之村中不殘連印仕、堅く相守可申候、以上。
安政貳卯年十月、

五人組、久 吉

全、助三郎

全、藤次郎

全、五兵衛

全、金 七

全、仗 七

(惣百姓連印書墨)

御家老鈴木内匠様

御奉行藤井縫右衛門様

御上下貳拾八人ニ而、四月十六日御巡村罷在候

同年六月、堀田正倫、領内村吏小前ト葛藤頼發セルヲ以テ、村吏進退法ヲ布達シ、請書ヲ徴集セシム。

〔探訪史料〕

奉差上御請書之事

今般村々一同江被仰渡之趣左之通

一村々役人進退之儀ニ付、兎角近頃故障等出來、御厄介ニ相成候村方有之、右は村役人勤方等閑

小前之者共我儘勝手之筋有之故之事ニ候、名主は長役之儀、別而大切之事故、辨別正路之者ヲ見立、尤年數不相勤候而は、御用向は勿論村方之世話も、自ら不行届一村不爲ニ相成候處、兎角小前之勝手ニ相成候者ヲ見立、諸上納物立替を頼、終ニは手薄之者身帶衰ひ、役義も相勤兼候様相成、又は聊成事を彼是と小前ニ而申立、村方混雜爲及最初、村方見立の不行届も不願、剩名主兼帶等之内願い、し候村方坏有之、以之外成事ニ候、兼帶名主之義は、實ニ不得止事差支之子細有之節之儀容易ニ兼帶申付候筋ニ無之、且外村ハ兼帶請候而は、村方爲筋ニ不相成候、依之三役人共實躰ニ而、成丈ケ年數相勤リ候者を見立可申候、已後進退之儀、村中一同疎ニ存間敷候事。

一名主之進退之儀は文化十二亥年二月中申渡、一村限請書差出候通、彌以堅相守心得違無之様可致事。

一組頭百姓代退役之義、進退共一度ニ取究、願書差出候處、右退役人格別御用辨之者歟、又は退役爲致候而は、差支之筋等有之節、退役差留候得は、於村内後役ニ取究候者、江彼是斟酌等有之旨申立、無據退役爲致候様相成、右様ニ而は、村方不爲ニも相成候儀ニ付、以來は進退共一度ニ不取究、先退役之者村方相談之上、願書差出得差圖候上、後役取究願書差出可申事。

一前件之通役義相勤リ可申人物ヲ見立、入札也頼合也、其村方仕來之通可取計、依怙最負等を以、我儘勝手之取計有之候ハ、假令入札之上高札たり共、願書容易ニ取上不申候事。

一村々之内役儀相好候者有之、脇ハ手を廻し、村役人江難題故障等申掛、或は張札等を致し、退役爲致候事、坏有之哉之沙汰も相聞得、不埒至極之事ニ候、若右様之類於有之は、急度遂穿鑿可訴

出候事。

右之通相心得進退願取計可申候、尤右之趣村中小前之者、江不洩様申聞、急度相守候様被仰渡、承知奉畏候、依之村中連印御請書奉差上候處如件。

安政貳乙卯年六月、

何村、

百姓不殘印、

村役人印、

柏倉、

御役所、

同年八月、堀田正倫、農家奢侈ヲ憂ヒ、教示書ヲ領内鄉村ニ頒ツ

〔畑谷村文書〕

近來在中困究ニなり候事、世上一帯とは乍申、畢竟百姓共物毎おこり、無用之物入多く、風儀も未熟ニ成、農業よも怠り候故之儀、おこりは困究之基ニ候、去る辰去々已兩年之不熟にて、村々夫喰にも差支候様ニなり候事、天よりにくしみにて、百姓共のおこりを戒め給ふ道理ニ可有之候、村々大小之百姓共、天道をおそれ農業に精を入、日用の衣食等に儉約を用へ、年貢諸役をよく濟し、米一粒も籠略に致さず、雜穀野菜ニ至迄、凶年之夫食貯ひ候様ニ心掛候は、おのつから天之心にも叶、五穀も實のり可申候、去々年中、殿様は思召を以、御家中一統嚴敷、儉約之以定被仰出候ニ付、此度御領分村々へも、別紙控書被

仰出候間、村々名主宅へ掛札ニ致し置、毎年早春手代廻村之節、名主宅へ惣百姓呼寄一々讀聞せ、名主組頭百姓代、并長百姓より小前之者、江常々失念無之様申聞、永々堅可相守可申候、若此掟を背き奢もの有之者、急度被仰付候間、村役人共より早々、役所へ可訴出候、右之趣殿様御思召被成、村々百姓共へ被仰出候條、江戸表よりの御下知ニ依而、廻村致し申渡候間、御趣意厚相心得急度可相守者也。

安政二乙卯年八月、

村々江教示書下、

嗚呼甚し、世の日々に侈靡に走る、時勢の爲す處不可止哉、上節儉の政を明にし、制度詳かなりと雖も、農民其意を知らず、驕奢の風日推し月移り、弊風深く染て、其制法守るゝと能はさるか如し、儉約を尙ひ財用を節せされは、疲勞茲に極らんゆへ、其舊染を滌き儉素に歸せしめ、其基を厚くせんとす、因て農業全書に引く處の王制の法に従ひ、先づ富民の家政を一新なし、勸農講を企て驕惰の弊を革め、汎濫の勢をとめて、質素淳朴にして其風貧民に及すへし、夫驕惰の原は皆居所衣服飲食之節ならざるに起る、此禁制を立るは、世俗の私情に任せしめず、人々破家亡身の基を生せしめざらん爲也、苟も勸農の道に志あらん者は、各々其分を守り、天道を恐れ身を修め、儉を守り用を節すへし、凡太平の世の勞は、年々に萬つの事必ず華美に赴きて、奢り費多くなりても行くものなれば、儉約を旨として行はずして、只其儘にて俗に流れ時に移り、世の成行に任せぬれば、儉約の道立す、人々困究して家を保ち難く、後には必ず子孫の憂に至るへし、土風人情を心付て見るに、遊樂を好み酒色に耽り、夫故に身代を持崩し候者も

有之候得共、左様も無之不如意に相成候者も儘有之候、第一には風俗年々花奢にのみ成行、衣食住に善美を盡すを以譽れとすなれば、日々多の費多く救急の計に心かくる者少なし、花麗の風は大方は富家の者より起り候、夫を小百姓之者見習へ聞及候て、段々と積り申候故、何事も分限より結構に罷成候、節儉は守り難く、驕奢は移り易きは、世人の常情にして、陷溺を知らず、或は誤りて世の奢侈花麗を見て、盛事をする者あり、儉素は事の費をいとひ怠らざる也、物事つゝまやかに奢をとめて、無益なる費をせざる事、和漢之を善道と申也、天下の庶人儉を第一の徳とす、程々に順ひてつゝまやかに守れば、親戚友達を助け易く、積善の余慶子孫ニ傳ふへし、儉約之義は素より難く、相守悪き旨度々油断なく申渡事に候得共、時勢故に候や頻りに奢侈に赴き、人々覺へず知らず、食物屋作りもろくの器物衣服小兒の飾りに及ふ迄男女共、分限を過て甚た美麗を致し、自から家費足らはず、風俗あしく成行によし相聞へ候、向後質素に罷成候様、郷長頭立たる者共能く相心得、實情を以速に申談、花麗の振舞相止候様いたし候は、御趣意相立可申上存候、家を富し業に進むの基、急を救ひ災患を防ぐの備、人々儉を守り業を勤る處、財用自ら大道あり、之を爲るものは疾く、之を用る者舒なればと云へり、家々新なる儉約の法を立るノに、田自分の守りを第一とする也、儉約の行はれ候も行れざるも、主人たらん者實不實に之ありと云、儉約の仕方は只々、我身堪忍して不自由するにあり、朝夕飲食の奉養を軽くして、萬事を慎み身をは勞勤すへし、然るに常人の情少しく安息を得れば、輒く驕奢に走り、一身の上一切の安樂をのみ願申ものにて、上もなく尊き農家の本業を忘れて、年に一度の惣初にも、終ニ鐵鎌を手に取りたる事の覺なきと申如くなる者も有之哉、遊惰にして

農業を厭ひ、富商の体にならへ奢侈を覺ひ、風俗兎角懦弱になり、年來美服を着用仕來、銘々飽食をきらへ、衣服を快く仕度筈には候へ共、身代を持こたへ不申時は、先祖へ對し申譯も無之、子孫に對し傳ふへき言葉も無く、世の面目を失ひ莫大の耻辱ならずや、節儉の道理をよく辨へ、先祖の勤勞を思へ、子孫の安穩を慮り、己れを顧て國法家法を相守るへし、家を治るに四の教育、生れ得て實儀深く、善く勤る者も多かるへけれども、若き人には別てつゝまやかなる事を知せたるりよし、一には家業をよく勤む、二には儉約にして財用を足す、三には慎みて我身を保つ、四には恕にして人を愛す、總て質朴なるは其家風も厚く、奥床しく見ゆる者也、世俗正月三ヶ日の其外、おせちと云煮ものにて、平日奢れるり家にて、此時の料理に限り、多くは野菜田作などのなまくさをもて祝儀とするあり、富貴にしても初めを忘れざる爲なるへし、本を忘れぬれば天恩に背き、自身の奢も出る者也と、百姓たらん者は分限より身を引下けて、諸事無造作と形をつくろはす、身を飾らす朴素にして、美服遊樂無用たるへし、富有なるものは是非をききまへす、花美を好み儉約を忘れ、財産を用ゆる法を知らず、奢をなせは其家衰ふるのみならず、其弊風漸く遠し、移り大なる害となる也、天道の理を唱ひ失ひ奢に長し、今日の無爲安樂も、偏へに先祖の功恩なるを、空しくなしと徒らに金銀を費し、一家を以て、一人榮花を極んとて、一類故舊に疎寡孤獨老廢の族ありとも、施し與へす渴餌に及はせなは、遠祖又は死したる親父祖より見る時は、一株の木 of 如くにて、枝葉のいたみ不愛事はあるまじきに、憐み恵むへき心もなく、却て恨みを受るならば、天罰により其家必亡るに至ると也、仁惠制度の掟を守り人を憐み、天道を恐れて身の榮花をなさず、家居を危相にして衣食を飾らす、父母を始め

兄弟妻子諸親類に至る迄、安穩に世を送り、慈愛の心深く下を恵み奴婢をあはれみ、牛馬をよく飼ひ、家業を怠りなく勤めたらんは、子孫の繁昌の疑ひかあるべきを、右は

殿様村々之風俗を儉朴にして、勤農にいたらしめは、安穩にして子孫榮久の基と、殊の外被爲痛、御内慮衣食住の御制、社倉備穀之御趣意、陰德講御教諭、鰥寡孤獨之御救へ、種痘の御慈み、種々御仁惠被仰出、郡奉行始度々廻村精誠申論と雖も、奢侈慢遊之風難止、困究は彌増自ら急救之備も届兼、田徳多く所持する族は勿論、叶成取積ものも随分質素にして、儉約を守り吝嗇を混せざる様に善行を勤むへし、人は小天地たる事を悟り、同胞の人たるを辨へ、利欲を離れ憐みは、安穩に子孫永久之基、金銀を多く積蓄より、隠得を積のはす事こそ大福者と悟るへし、大小之御百姓之内にて、困究引立の存意付も有之、其遠慮なく可申伸候、廣大之御仁惠御德澤、不行渡姿に相當り、勿体も無之事ニ候、依而教諭書差下條、村役人長百姓等熟々披見之上、得々勤辨いたし、

御仁政之御教諭行渡、御趣意立行様に小前末々迄、一人も不殘教諭致し、厚く世話可遣者也、

卯八月、

柏倉役所、

同三年丙辰七月、是ヨリ前、幕府、東根附及ヒ柴橋領宮内村以下、十一ヶ村ヲ割キテ松前崇廣ニ給ス、是ヨリ宮内村以下東根陣屋ノ所轄ニ歸シ、新ニ久ノ本村以下十四箇村ヲ寒河江領ニ附ス、

〔西村山郡史〕

松前領村高

- 一 高九拾壹石八斗四升四合、 宮内村
 - 一 高百九拾六石四斗貳升六合、 熊野村
 - 一 高貳百五拾七石七斗六升貳合、 石田村
 - 一 高參百九拾貳石六合、 山内柳澤村
 - 一 高三百拾壹石五斗四升七合、 網取村
 - 一 高五百三拾九石八斗九升六合、 岩根澤村
 - 一 高八百三石貳斗八升九合、 水澤村
 - 一 高廿貳石貳斗九升貳合、 八兵衛新田
 - 一 高五百九拾八石八斗四升貳合、 沼山村
 - 一 高四百七拾貳石六斗四合、 入間村 共
 - 一 高廿九石貳斗貳合、 兵助新田
 - 合 高三千七百拾五石七斗壹升三合
- 寒河江領新附村高
- 一 高九百八拾九石六斗壹升三合三勺、 矢ノ目村
 - 一 高貳百三拾九石九升、 道滿村
 - 一 高四拾四石壹斗貳升壹合五勺、 原町村
 - 一 高七百八拾三石貳升五勺、 關山村

- 一 高百七拾八石貳升五合八勺、 神町村
- 一 高貳千七拾六石三升壹合貳勺、 山口村
- 一 高拾五石九斗四升九合、 大林新田
- 一 高八百七拾七石三斗八升五合六勺、 山家村
- 一 高四石七斗壹合、 同新田
- 一 高拾石九斗八升三合、 矢ノ目新田
- 一 高四百三石九斗四升三合六勺、 田麥ノ村
- 一 高四拾六石四斗五升三合七勺、 小林新田
- 一 高四石壹斗貳升四合、 原町新田
- 合 六千三百四拾四石九斗四升壹合六勺

同年九月、幕府諸國ニ令シ、用材ヲ江戸ニ輸出セシメ、又越後國保倉川以下被害復舊工事ヲ、同國並ニ出羽國ニ課ス、高百石銀貳拾九匁九分、又幕府代替巡見使派出ヲ延テ明後午年トナス。

〔探訪史料〕

一 此度江戸表大風雨ニ付、材木其外諸色拂底ニ而は、諸人及難義候間、荷元ニ而は一己之利潤ニ不拘、商人共々註文申遣次第、江戸表諸色潤澤ニ相成候様、精々右掛積送り可申候、若值段并運賃等、無謂高直ニ致し候もの於有之者、可爲曲事もの也。

右之趣御料は御代官私領は領主地頭、不洩様可被相觸候。

一 去卯年越後國保倉川、關川、阿賀野川、矢野川、飯田川、信濃川通り御普請ニ付、此入用者越後國出羽國江、高百石ニ付銀貳拾九匁九分ツ、國役掛り候筈ニ候、右入用金 公儀御取替を以相仕立、十分一者從 公儀被差加之、其余者右國々御料私領寺社領共、前書之通當辰年國役金村々々取立之、同十月中迄ニ御代官伊奈半左衛門、羽田十左衛門兩人之内江案文承合、同十一月晦日限り、右同人方江可被相納事、

一 最寄ニ有之候寺社領之分、御領近所者其支配之御代官江取集候間、私領近所者其所之地頭江取集、是又右同人方江可被相納候事、

一 寺社領高并込高は勿論、都而其村々有高江掛り候筈ニ候、右高掛り金納相濟候ハ、銘々寺社領高美濃紙帳面ニ相認、最寄ニ而取集候分も書加へ、御代官請取手形相添、大手御番所後御勘定所江可被差出候事、

辰九月

御勘定所

一 御代替ニ付諸國巡見之儀、來已年迄茂御猶豫被遊、午年々被仰出ニ而可有之候間、去々寅年相達置候處、去卯年稀成地震、并今般之大風雨津波等ニ而居城其外住居向在町等迄、及大破候向も有之哉ニ相聞、可爲難澁と思召候ニ付、諸國巡見之儀、猶又來々午年々戌年迄、五ヶ年之間御猶豫被遊、亥年々被仰出ニ而可有之候間、破損所取補理方式備手當向等、諸事先達而相達候通相心得、愈等閉無之様可被致候、
右之趣向々江可被相觸候、

同年同月、秋元志朝、村山郡各村ニ諭告シ、用金ヲ献セシム、

〔上萩野戸文書〕

演舌書

積年御物入、續之上、去ル午年御所替之節、莫大之御入箇有之候處、其後異船渡來殊ニ去年中江戸大地震ニ而、御長屋多分有之、重々御物入打續キ、御借財のみ相嵩み、御勝手向必至と御差支、何れども御差略被遊兼候ニ付、諸事被遊

御改正、

御公務之外は、

御二方様御手元ハ勿論、諸御喜向格別御省略被仰出、江戸詰之面々多分御國元へ可被差遣、御下屋鋪迄も被遊御相對替、諸事御質素專一之御趣意ニテ、御家中御扶助向も分外之御取調被仰出、往々御安心之御過法被遊御立度、御合にて夫々取調被 仰付候へども、御大業之事故容易ニ御仕寄ニ不相成、其の内差向候御用途向御差支幾重にも御差略被遊方無之折柄、猶去月廿五日之夜、江戸大嵐にて、御上屋鋪御長屋三棟、角筈御屋鋪二棟吹潰し候程之事故、

御殿向詰御長屋、其外御國向等多分損所出來、殊ニ深川御屋鋪ハ御長屋向大破之處、洪水ニ而何れも二階住居致し候次第故、去年之震災ニ比へ候得は、却而多分之臨時御物入ニ可相成、旁以て差向候御入用御差支ニ付、三御領分へ格別御用金被 仰付候外有之間敷段、夫々評議談し之上申上候處、御用金之義 御公務向ニ無之候てハ、不被仰付思召ニ有之、殊ニ當領之儀去

ル丑年稀成早魁にて田畑皆無同様其ノ上翌寅年異船一條ニ付多分致上金下々難澁之段深被遊御汲取是ニ御不便ニ被思召御用金之義ハ見合候様被仰出有之候へども差向候御用金向何れにも御差繰附兼候事故御講にて取立候外有之間敷段猶申上候處御不便之儀ハ思召候へども無余儀筋故一統痛ニ不相成様宜取計段厚蒙御沙汰候事故勝手御用達共へ申談御講御取立相成候事故一同ハ不及申小前末々家族共小前迄もれさる様多少共御入連致し當節金高相纏め差向候御用相達一廉御安神ニ相成候様いたし度尤も年々不及懸金惣出金拾分一ツ、年々御出金相成候事故夫々割合引立可申前書下方難澁之段是ニ被遊御安事候故無理成取計は見合可成丈致出精一廉御用立候様致度此段於自分共頼入候事

九月

同年十二月、秋元志朝、明歲正月十五日、所領各名主大庄屋以下ニ、酒ヲ給セントシ之ヲ令ス。

〔上萩野戸文書〕

尙々御代官様御宅へ村々御年始相勤御悅義として御酒被下之義ハ、去年通り十六日朝御庄屋ニ而被下候間、此段御承知可被下候。

御領分村々來陽御年始之義、正月十五日郷中村々大庄屋取綺名主間屋、并名主格組頭迄麻上下着用、一統御揃四ツ時迄、御役所へ御名代無之様、御年始相勤可申候、尤も同日無據不參ニ相成方有之候ハ、前々方十日御届候様可被届候。

一御勝手御用達之儀、正月十五日麻上下着用、四ツ時迄一統打揃ひ、無名代相勤可申候、尤も無據不參にも相成方、前十日御届可被成候。

一池之端御屋、鋪佐竹左近將監様へ、御相對にて御譲り、又は御貸地ニ相成候段、公邊へも相伺濟之上、萬端無滯御引渡相濟候。

右之通可被觸候以上、
辰十二月廿日、

東村山郡史卷之五終

大正八年十二月十五日印刷
大正八年十二月二十一日發行

東村山郡役所

山形市旅籠町五百拾參番地

印刷者 熊谷末藏

山形市旅籠町五百拾參番地

印刷所 熊谷活版所

11
5
306

終

